

よくある質問（一定規模以上の土地の形質の変更の届出関係（法第4条第1項））

<質問>

- ① 「一定規模」とはどれくらいですか。
- ② 「土地の形質の変更」とは、どのような行為を指しますか。
- ③ 土地の形質の変更内容が盛土のみの場合、届出は必要ですか。
- ④ 土地の形質の変更内容が掘削のみの場合、届出は必要ですか。
- ⑤ 土地の形質の変更の届出に、掘削深度の情報は必要ですか。
- ⑥ 土壌の仮置きは、土地の形質の変更に当たりますか。
- ⑦ 3,000㎡以上の敷地で土地の形質の変更を行う場合、届出は必要ですか。
- ⑧ 山林や田畑として使用された土地で一定規模以上の土地形質の変更を行う場合、届出は必要ですか。
- ⑨ 土地の形質の変更内容が杭の打ち込み・ねじ込みのみの場合、届出は必要ですか。
- ⑩ 飛び地で土地の形質の変更を行う事業の場合、どのように届出すればよいですか。
- ⑪ 土地の形質の変更を行おうとする場合、事前の土壌調査は必要ですか。
- ⑫ 届出窓口はどこですか。

<回答>

- ① 三千平方メートル（3,000㎡）です。
- ② 土壌の掘削と盛土を指します。
- ③ 届出は不要です。判断に迷う場合は窓口にご相談ください。
- ④ 届出は必要です。判断に迷う場合は窓口にご相談ください。
- ⑤ 必須ではありませんが、提出を求める場合がありますので事前に窓口にご確認ください。なお、深度50cm以上の掘削地点が1箇所もなく、土砂を工事区域外へ搬出しない工事は、土地の形質の変更の面積が3,000㎡以上であっても、届出が不要な場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。
- ⑥ 状況によりますが、土壌の仮置きは基本的に盛土に相当するので、土地の形質の変更に当たります。
- ⑦ 敷地面積が3,000㎡以上であっても、敷地内での土地の形質の変更面積が合計3,000㎡未満であれば、届出は不要です。詳しくは窓口にご相談ください。
- ⑧ 一定規模以上の土地の形質を行う事業は、過去の土地の使用方法に係らず、土地の形質の変更の届出が必要です。（ただし、土壌汚染対策法に基づく指定区域は除きます。）
- ⑨ 杭の打ち込み・ねじ込みに土壌の掘削が伴わなければ、土地の形質の変更の届出が不要な場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。
- ⑩ 工事全体の掘削面積と盛土面積を足し、合計で3,000㎡以上であれば届出の対象となります。判断に迷う場合は窓口にご相談ください。
- ⑪ 事前の土壌調査の法定義務はありませんが、自主的に土壌調査を実施することは自由です。
なお、一定規模以上の形質変更を予定している土地で人為的な土壌汚染に関する情報を把握した場合、届出の際窓口への情報提供にご協力ください。
- ⑫ 仙南保健所・塩釜保健所・塩釜保健所岩沼支所・大崎保健所・石巻保健所・気仙沼保健所の環境廃棄物班です。届出書類は各窓口にご提出ください。なお、届出書の提出やご相談の際は、お電話等で事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。（リンク：[窓口一覧](#)）

注）仙台市内の土地の形質の変更に関しては、仙台市が窓口となります。

仙台市内の土地の形質の変更に関し、上記回答と異なる対応の場合があります。

仙台市内の土地の形質の変更に関しては、仙台市環境対策課（022-214-8223）にご相談ください。